

(別紙様式1)

## 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：千葉県  
農業委員会名：佐倉市農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作成

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している      イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	市掲示板等により周知
改善措置	引き続き市掲示板等により住民に周知していく
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作成

ア 作成している      イ 作成していない又は作成していなかった

作成までに要した期間	約20日間
改善措置	事務局による議案書の読み上げ部分も、出来るだけ記録する

※ 作成までに要した期間については、議事録の作成の手續及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作成している      イ 概要のみで作成している又は作成していた

改善措置	農業関係者以外の者でも、審議経過が理解できるよう難しい言葉を使わないように作成する
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している      イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページ 事務局に備え付け
改善措置	—

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:32件、うち許可32件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地区担当の農業委員が現地調査を行い、必要に応じて申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	32件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	総会において農業委員から指摘された事項において申請者に伝える			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:28件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、地区担当の農業委員が現地調査を行い、必要に応じて申請者に対する聞き取り調査を実施している。			
	是正措置	-			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	-			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上公表している。			
	是正措置	-			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		14法人
	うち報告書提出農業生産法人数		13法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0法人
	提出しなかった理由	—	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 464件	公表時期 平成29年3月
		情報の提供方法:ホームページで公表している。	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数32件	公表時期 随時
		情報の提供方法:ホームページで公表している。	
	是正措置	—	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 3,180ha	整備方法 システムにより整備。
		データ更新:農家世帯の申請に基づいてデータ更新。	
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成28年12月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,180ha	205ha	6.44%
課 題	農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に適切な指導をする。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
6ha	△4.7ha	78.33%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		H28年10月～12月	21人	平成29年1月～3月
	調査方法	①市内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施する。 ②遊休化している農地は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。		
遊休農地への指導	実施時期: ー 月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		H28年10月～12月	21人	平成29年1月～3月
	調査方法	①市内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施。 ②遊休化している農地は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録。		
	遊休農地への指導	実施時期:平成 年 月～ 月		
	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人	
	遊休農地である旨の通知	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	利用権設定等により土地のあっせんを行い、遊休農地の増加を防ぐ。
活動に対する評価の案	遊休農地への指導を確実にを行うため、体制の充実整備が必要である。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## 6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	解消面積より新規発生面積が多く、目標を下回った。
活動に対する評価	引き続き、遊休農地への指導を確実にを行うため、体制の充実整備が必要である。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成28年12月現在)	農家数	1,166戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	174戸	118経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	14法人			
課 題	農業者の高齢化及び後継者不足の進行により、遊休農地が増加している。このため、認定農業者制度の活用等を図って、優良な農業者へ農用地の利用集積を進める必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成28年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5経営	0法人	0団体
実 績 ②	3経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	60%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員が積極的に地域の意欲ある農業者の情報収集を行い、認定農業者の推進活動を実施する。	—	—
活動実績	農業委員が積極的に地域の意欲ある農業者の情報収集を行い、認定農業者の推進活動を実施した。	—	—

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	今後も認定農業者の認定促進を図る。	—	—
活動に対する評価の案	今後も認定農業者の認定促進を図る。	—	—

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	今後も認定農業者の認定促進を図る。	—	—
活動に対する評価の案	今後も認定農業者の認定促進を図る。	—	—



## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成28年12月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,180ha	381ha	12.0%
課 題	担い手不足により農地の不在地主化が進行しており、不耕作地も増えている。その一方で、零細農業者の経営耕地は分散化のため作業効率低下の要因になっている。こうしたことから、今後、担い手のいない農地を意欲ある農業者に利用集積することで、農業経営の規模拡大と安定化を推進する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
30ha	61.9ha	206%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	①農業委員会だよりやリーフレット等により、農用地利用集積計画制度を積極的にPRする。 ②農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を推進する。 ③担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を推進する。
活動実績	①農業委員会だよりやリーフレット等により、農用地利用集積計画制度を積極的にPRした。 ②農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を推進した。 ③担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を推進した。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	今後も担い手への農地利用集積を促進する必要がある。
活動に対する評価の案	後継者のいない高齢農業者などに対して農地利用集積制度の周知を図る必要がある。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	今後も担い手への農地利用集積を促進する必要がある。
活動に対する評価	後継者のいない高齢農業者などに対して農地利用集積制度の周知を図る必要がある。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	3,180ha	3.20ha	0.10%
課 題	耕作放棄地等への残土や廃棄物等の不法投棄が、農地減少及び周辺環境悪化の要因となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.08ha	0.0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	広報誌等により、違反転用防止のための周知をする。
活動実績	広報誌等により、違反転用防止のための周知をした。

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用は早期発見、早期指導が重要となるため、より迅速な対応に努めて行く必要がある。
活動に対する評価の案	迅速な違反指導のためには、組織体制の充実を図る。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	違反転用は早期発見、早期指導が重要となるため、より迅速な対応に努めて行く必要がある。
活動に対する評価	迅速な違反指導のためには、組織体制の充実を図る。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。